

2024年4月入学 北海道大学総合博物館 研究生出願要項

北海道大学総合博物館

1. 出願資格

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

2. 入学の時期及び研究期間

入学の時期は4月とし、研究期間は原則1年間（2024年4月1日から2025年3月31日）とする。

3. 出願期間

新規渡日留学生	2023年12月18日（月）
日本人・在日留学生	2024年2月16日（金）

4. 出願書類等

出願書類等	備 考
①入学願書・履歴書	写真貼付。 指導希望教員の承認を得て署名してもらうこと。
②最終出身大学の卒業・修了（見込）証明書	ただし、次に該当する者は提出不要 ・研究継続志願者（研究事項が入学当初と同一の者） ・本学大学院理学研究科・理学院・理学部出身者
③承諾書（様式任意）	在職中の者がその身分を失うことなしに志願する場合。
④パスポートの写し	氏名等記載のページ（外国人留学生が出願する場合のみ）
⑤写真	カラー2枚 （1枚は入学願書に貼付して提出すること。 1枚は学生証用として縦3cm×2.5cmを用意すること。 ただし、学生証用は電子データでの提出も可。）
⑥検定料	9,800円 検定料は、専用振込用紙により、必ず銀行等（ゆうちょ銀行を含む）の「窓口」で振り込み手続きをし、その際に受け取るEの「検定料受付証明書」を入学願書と併せて提出すること。

5. 出願手順

- 指導を希望する教員に連絡し、受入の内諾を得る。
- 「6. 提出先」に「4. 出願書類等」を直接持参するか、郵送する。
持参の場合の受付時間は、平日（土日祝祭日を除く）8:30～17:00とする。
郵送の場合は、必ず書留便とし、封筒の表に「研究生出願書類在中」と朱書すること。

6. 提出先

〒060-0810 札幌市北区北10条西8丁目（総合博物館1階）
北海道大学理学・生命科学事務部事務課 博物館担当
メール：museum@jimu.hokudai.ac.jp 電話：011-706-2658

7. 出願結果の通知

新規渡日留学生	2024年1月11日（木）以降
日本人・在日留学生	2024年2月29日（木）以降

8. 入学（研究継続）許可後の手続き及び必要経費等

入学（研究継続）手続き及び必要経費の詳細については、出願結果通知時に指示する。

	金額	納付時期
入学料	84,600円	入学手続き時（2024年3月中旬予定）
授業料	178,200円（半期）	2024年5月中（予定）

9. その他留意事項

- ①既納の検定料、入学料、授業料はいかなる事由があっても還付しない。また、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。
- ②提出後の出願書類等の変更は一切認めない。また、書類は返還しない。
- ③次に該当する者は検定料、入学料、授業料の納入は不要。
 - ・研究生の研究継続志願者（研究事項が入学当初と同一の者）
 - ・国費外国人留学生・中国政府国家公派研究生項目派遣学生
- ④すべての書類は日本語又は英語で記入すること。証明書等書類の原本が日本語又は英語以外の言語で書かれている場合は、日本語又は英語の訳文を添付すること。
- ⑤研究期間を継続するときは、研究生出願期間内に研究生継続願（用紙交付）を提出すること。
- ⑥研究期間の途中で退学しようとするときは、その学期の授業料を納付した上で、退学願（用紙交付）を提出すること。
- ⑦その他、出願に関して不明な点がある場合は、「6. 提出先」まで問い合わせること。

10. 個人情報の取扱いについて

- ①本学では、個人情報の取扱いについては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を遵守するとともに、「国立大学法人北海道大学個人情報管理規程」に基づき、保護に万全を期しています。
- ②出願に当たってお知らせいただいた氏名、住所、その他の個人情報については、(1) 入学者選抜（出願処理、選考実施及び結果通知）、(2) 入学手続き、及び(3) これらに付随する業務を行うために利用します。
- ③各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学から当該業務の委託を受けた業者（以下「受託業者」という。）において行うことがあります。業務委託に当たり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報の全部又は一部が提供されます。
- ④出願に当たってお知らせいただいた個人情報は、入学許可者のみ、入学後の(1) 教務関係（学籍、修学指導等）、(2) 学生支援関係（健康管理、奨学金申請等）、(3) 授業料等に関する業務を行うために利用します。
- ⑤EU一般データ保護規則(GDPR)に基づく個人情報の取扱いについては、対象者に別途お知らせします。当該規則の適用となる者（欧州経済領域（EEA）加盟国内から出願する者）は出願前に理学・生命科学事務部事務課博物館担当に申し出てください。